

大阪市規則第77号

大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第160号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|----------|------------|------|
| 別表（第4条関係） | | 別表（第4条関係） | |
| 名称 | 人員 | 名称 | 人員 |
| [政策企画担当課長] | [略] | [政策企画担当課長] | [同左] |
| <u>企画調整担当課長</u> | <u>1</u> | [新設] | |
| [略] | | [同左] | |
| 備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | | | |

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。